

<対策のポイント>

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、国営土地改良事業で造成した**ダム**の**事前放流**※の取組効果の検証等により、**洪水調節機能の一層の強化**を図るとともに、国営土地改良事業で造成された施設に係る**河川法第23条の流水占用の許可**（以下「**水利権**」という。）の**更新協議に必要な調査**、これら施設に設置された**小水力発電施設に係る水利権の更新協議及び取得協議に必要な調査等**を行います。

※ 最大3日（72時間）前から、ダムの貯水位を低下させて洪水調節のための容量を確保する取組

<事業目標>

安定的な用水供給の確保、流域治水の推進

<事業の内容>

1. 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業

国営土地改良事業で造成された農業用ダムの**事前放流等の取組効果の検証等**を行うとともに、必要に応じて**運用の見直し等**を行い、**農業用ダムの洪水調節機能の強化**を図ります。

2. 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、**水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区**について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な**営農状況、必要水量の調査等**を行います。

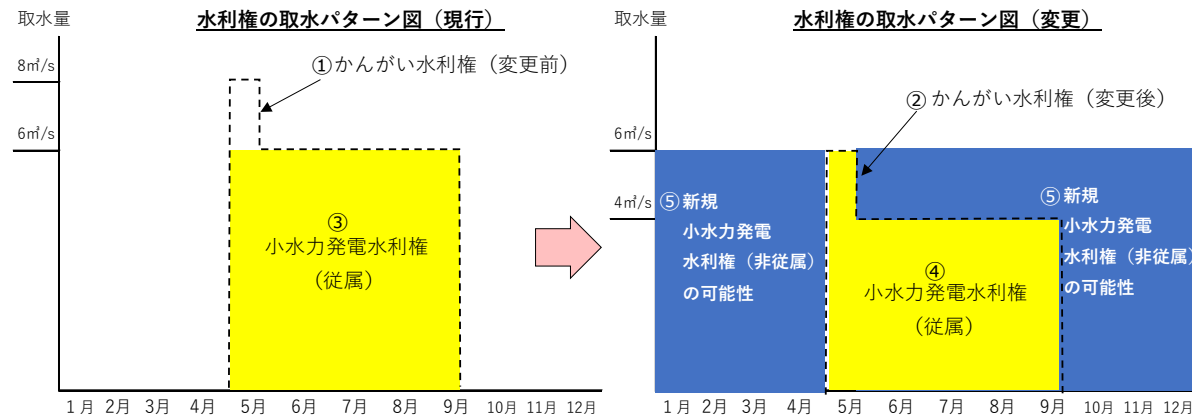
3. 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた**小水力発電水利権のうち、許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設**について、河川管理者との協議に必要な**発電用水量の検討、必要な施設整備の検討に必要な調査等**を行います。

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

【小水力発電水利権の更新・新規取得】



- かんがい水利権
 - ①（現行）6～8m³/s
 - ②（変更）4～6m³/s
- 小水力発電水利権
 - ③（現行）6m³/s（かんがい水利権に従属）
 - ④（変更）4～6m³/s（かんがい水利権に従属）
 - ⑤（新規）2～6m³/s（かんがい水利権に非従属）

※②かんがい水利権の変更に伴い、④小水力発電水利権の更新や⑤新規取得協議に必要な調査を実施